

# 伊那市公園施設長寿命化計画 (概要版)

公園施設長寿命化計画書

令和3年3月

伊那市建設部都市整備課

## 1. 計画策定の背景

- ・本市の公園の多くが、設置から30年以上経過している。
- ・これまで劣化した遊戯施設の修繕・更新、便所・四阿等の修繕等を行ってきたが、公園施設の老朽化が顕在化している。
- ・今後は、老朽化の進行に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を進めていく必要がある。
- ・このため、点検調査の結果、改修が必要となる公園施設のうち、予防保全対策及び日常管理により安全の確保やライフサイクルコストが縮減できる遊戯施設、四阿、照明、柵、擁壁等を、計画的に管理する長寿命化対象施設としている。
- ・本計画は、「伊那市公共施設等総合管理計画」に基づき、公園施設の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、公共施設を効果的・効率的に活用するための具体的な対応方針を示す個別施設計画として位置付ける。

## 2. 都市公園整備状況

(令和3年3月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 |
|------------|-------------|
| 14         | 53.39ha     |

## 3. 計画期間：令和3年度～令和12年度

計画の見直し予定：令和7年度

## 4. 計画対象公園

- ・本計画では、下表の6公園を対象とする。

### ①種別箇所数

| 種別   | 公園名 (面積・ha)  |               |                  |
|------|--------------|---------------|------------------|
| 総合公園 | 伊那公園・10.58ha | 春日公園・12.67ha  |                  |
| 近隣公園 | 美原公園・1.04ha  | 殿島城址公園・1.41ha | 三峰川榛原河川公園・2.12ha |
| 地区公園 | 鳩吹公園・5.78ha  |               |                  |
| 計    | 6公園・33.60ha  |               |                  |

## 5. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数（予防・事後含む）

| 対象施設     | 伊那公園 | 春日公園 | 殿島城址公園 | 美原公園 | 三峰川<br>榛原河川<br>公園 | 鳩吹公園 | 合 計 |
|----------|------|------|--------|------|-------------------|------|-----|
| 園路広場     | 9    | 12   | 0      | 6    | 11                | 22   | 60  |
| 修景施設     | 0    | 5    | 0      | 0    | 2                 | 3    | 10  |
| 休養施設     | 12   | 19   | 6      | 4    | 7                 | 22   | 70  |
| 遊戯施設     | 8    | 8    | 2      | 8    | 7                 | 9    | 42  |
| 運動施設     | 1    | 0    | 0      | 0    | 2                 | 5    | 8   |
| 教養施設     | 3    | 16   | 1      | 0    | 1                 | 1    | 22  |
| 便益施設     | 7    | 10   | 3      | 2    | 3                 | 6    | 31  |
| 管理施設     | 59   | 114  | 12     | 14   | 19                | 41   | 259 |
| 災害応急対策施設 | 0    | 0    | 0      | 0    | 0                 | 0    | 0   |
| その他      | 0    | 0    | 0      | 0    | 0                 | 0    | 0   |
| 合計       | 99   | 184  | 24     | 34   | 52                | 109  | 502 |

## 6. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

- ・点検調査は、令和2年8月～令和3年1月の期間に実施した。
- ・健全度判定における評価基準

| ランク | 評価基準   |
|-----|--|
| A判定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全である。</li> <li>・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。</li> </ul>                                |
| B判定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。</li> <li>・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。</li> </ul> |
| C判定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が進行している。</li> <li>・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。</li> </ul>        |
| D判定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に顕著な劣化である。</li> <li>・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。</li> </ul>      |

(1)一般施設、土木構造物、建築物、各種設備

- ・国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
- ・健全度調査は、予防保全型管理の候補とした243施設について実施した。

■健全度

| 公園施設種類 | 点検調査結果 |     |     |     |     |
|--------|--------|-----|-----|-----|-----|
|        | A判定    | B判定 | C判定 | D判定 | 合計  |
| 園路広場   | 2      | 1   | 0   | 0   | 3   |
| 修景施設   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 休養施設   | 5      | 12  | 8   | 0   | 25  |
| 遊戯施設   | 0      | 23  | 19  | 0   | 42  |
| 運動施設   | 0      | 6   | 1   | 0   | 7   |
| 教養施設   | 0      | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 便益施設   | 0      | 7   | 2   | 0   | 9   |
| 管理施設   | 38     | 97  | 20  | 1   | 156 |
| 合計     | 45     | 154 | 43  | 1   | 243 |

※対象公園の公園施設種類別の合計

(2)遊戯施設

- ・遊戯施設は、42施設を対象に公園施設業協会の遊具日常点検マニュアルに則り点検を行った。

| 対象公園      | 点検総合判定 |     |     |     |    |
|-----------|--------|-----|-----|-----|----|
|           | A判定    | B判定 | C判定 | D判定 | 合計 |
| 伊那公園      | 0      | 6   | 2   | 0   | 8  |
| 春日公園      | 0      | 4   | 4   | 0   | 8  |
| 殿島城址公園    | 0      | 2   | 0   | 0   | 2  |
| 美原公園      | 0      | 4   | 4   | 0   | 8  |
| 三峰川榛原河川公園 | 0      | 4   | 3   | 0   | 7  |
| 鳩吹公園      | 0      | 3   | 6   | 0   | 9  |
| 合計        | 0      | 23  | 19  | 0   | 42 |

※点検総合判定は、公園施設業協会の日常点検マニュアルをもとにした調査であるため、国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針の健全度判定とは異なる。

## 7. 日常的な維持管理と長寿命化のための基本方針

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設種類別の長寿命化のための維持管理方針は、次のとおりとする。

#### ア. 園路広場

- ・利用者の園内の移動を安全に行う必要がある。
- ・舗装面の不陸による凹凸や排水不良により利便性や快適性が損なわれることから、日常点検にて、アスファルトやコンクリート等の舗装面の経年変化によるクラックの発生や、樹木の根上がりによる不陸の発生等を注視して管理を行う。

#### イ. 修景施設

- ・花壇は、縁石やコンクリート材等の劣化等を管理する必要がある。
- ・植栽は、樹木の健全な育成、視界の確保、病虫害の駆除などの管理を行う。

#### ウ. 休養施設

- ・休養施設は、子供から高齢者までの幅広い年齢層が休養、コミュニケーションを図るために利用するものであり、やすらぎ、快適性を意識した施設維持が求められる。
- ・ベンチ、四阿等は、主に木材の劣化・腐朽等を発見した時点で、防腐処理、部品交換等の修繕を行うほか、衛生管理が必要である。
- ・四阿は、定期的に防腐処理を目的とした塗装等を実施して延命化を図る。

#### エ. 遊戯施設

- ・遊具に対するハザードを除去し、子どもにとって安全安心で楽しい遊び場を確保することが必要であるため、日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・特に可動施設は、パーツの破損やボルト・ナットの緩み、塗装の剥離等も発生しやすいため、安全性確保の面からも劣化や損傷が見られた場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止等の措置を行う。

#### オ. 教養施設

- ・記念碑等は、木材の劣化に対する定期的な防腐処理の塗装やコンクリートのひび割れ箇所の補修を行う。

#### カ. 運動施設

- ・利用者が安全安心に運動等を行えるよう、グラウンドやコート等の不陸や砂の損耗による地面硬化等を回避し安全性の確保を図る。
- ・バックネットは、錆び止め塗装を定期的実施する。

#### キ. 便益施設

- ・便所は、利用者が衛生的に安心して利用できる施設であることが求められる。
- ・日常的な点検において設備の破損・故障箇所の補修を行うほか、建物の屋根や外壁等の定期的な補修を行う。

#### ク. 管理施設

- ・フェンスは、塗装や溶接箇所の劣化、本体コンクリートの破損等に対する補修を行う。
- ・照明施設は、ポールの再塗装やライト・安定器等の取替等、日常的な管理を行う。
- ・案内板や園名板等の標識類は、本体の劣化（鋼材の腐食、木材の腐朽、コンクリートの破損）とともに、標識としての機能を維持するため、表示面が劣化した場合は、張り替え等を行う。
- ・擁壁は、基礎の状況や擁壁のハラミやひび割れ等に対して、状況に応じて適切な補修を行う。

### ②公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設の長寿命化のための年次計画は、以下の基本方針を設定し、計画の策定を行った。

#### (1) 施設更新の基本方針

- ・緊急度の高い公園から、施設の更新を概ね公園単位で実施することにより、老朽化した施設の適正かつ効率的な更新を図り、公園施設のサービス水準の向上、公園利用者の安全・安心な利用環境を創出する。

#### (2) 点検調査結果を踏まえた更新、維持管理の実施

##### ア. 予防保全施設

- ・予防保全施設は、使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、点検結果でC判定・D判定の施設は更新・補修対象として、公園利用者の安全に配慮する。
- ・部材の交換や補修等の対策を定期的に行うことにより、劣化の要素が除去できる場合は、施設の更新は行わない。

- ・ただし、施設の構造に関わる部分や施設全体に劣化が進んでいる場合は、更新対象とする。
- ・点検調査の結果がA判定、B判定の施設は使用見込み期間に更新を設定する。また、計画期間内（令和3年度～令和12年度）に使用見込み期間を迎える場合は、11年目（令和13年度）以降に対策を実施することとし、公園施設の維持管理に係る費用が最小となる維持管理・更新計画とする。

#### イ. 事後保全施設

- ・事後保全施設は、使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、緊急度の高い施設は、更新対象として、公園利用者の安全に配慮する。
- ・ただし、日常的な維持管理や定期的な健全度調査の実施において、劣化が確認された場合は、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で適正な措置を行う。

## 8. 対策費用

### 10年間の対象公園別概算費用

(千円)

| 対象公園      | 予防保全<br>概算費用 | 事後保全<br>概算費用 | 概算費用合計  |
|-----------|--------------|--------------|---------|
| 伊那公園      | 180,374      | 0            | 180,374 |
| 春日公園      | 213,375      | 18,278       | 231,653 |
| 殿島城址公園    | 16,056       | 0            | 16,056  |
| 美原公園      | 44,227       | 0            | 44,227  |
| 三峰川榛原河川公園 | 55,582       | 0            | 55,582  |
| 鳩吹公園      | 238,176      | 0            | 238,176 |
| 合計        | 747,790      | 18,278       | 766,068 |

### 10年間の全施設概算費用

(千円)

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ①概算費用合計（10年間）【②+③】    | 766,068 |
| ②予防保全型施設の概算費用合計（10年間） | 747,790 |
| ③事後保全型施設の概算費用合計（10年間） | 18,278  |
| ④単年度あたりの概算費用【①/10】    | 76,606  |

## 9. 健全度調査結果等による長寿命化に向けた具体的対策、時期等

- ・健全度調査結果や耐用年数の経過などから、別紙（様式1）公園施設長寿命化計画調書（総括表）のとおり長寿命化対策事業を実施すべきである。
- ・ただし、多くの施設が耐用年数を大きく経過しているため、長寿命化対策事業に要する費用が単年に集中しており、実現が極めて難しい調査結果となっている。
- ・したがって、（様式A）公園施設長寿命化対策事業・実施計画に基づき、長寿命化対策事業を実施する。
- ・なお、公園施設長寿命化対策事業・実施計画は、国や県の補助金等の動向や市の財政状況により、随時、見直しを行うこととする。

※（様式1）公園施設長寿命化計画調書（総括表）に係る詳細は、別冊「公園施設長寿命化計画調書」（様式2）都市公園別、（様式3）公園施設種類別現況による。

## 10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

- ・長寿命化計画を策定した公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は、9,891千円である。

※ライフサイクルコスト縮減額の詳細は、別冊「公園施設ライフサイクルコストの算出根拠」（対象公園別）による。